

利用者負担額徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階級区分		徴収金基準額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児の場合			
		保育標準時間	うちひとり親等世帯	保育短時間	うちひとり親等世帯
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 世帯	14,200	7,100	11,200	5,600
第4	4-1 市町村民税 所得割課税額 57,100円未満 世帯（ひとり親 等世帯以外）	16,700	非該当	13,700	非該当
	4-2 市町村民税 所得割課税額 77,101円未満 世帯（ひとり親 等世帯）	非該当	9,000	非該当	8,150
	4-3 市町村民税 所得割課税額 97,000円未満 世帯	21,900	21,900	18,900	18,900
第5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満 世帯	26,300	26,300	23,300	23,300
第6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満 世帯	29,900	29,900	26,900	26,900
第7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満 世帯	37,200	37,200	34,200	34,200
第8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上 世帯	48,100	48,100	45,100	45,100

1 3歳以上児の保育料は無料とする。

2 3歳未満児の場合、年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子ども等を対象として、第2子を半額、第3子以降を無料とする。

3 3歳未満児のひとり親等世帯の場合、低所得世帯（第1～第4-2階層）に該当する世帯について、年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子ども等を対象として、第2子以降を無料とする。

4 保育必要量を超過して延長保育を利用した場合は、延長保育料を徴収する。

5 広域入所により村外保育所に入所した児童の保育料徴収額は、下條村の基準により徴収する。

6 3歳以上児の副食費は無料とする。ただし、広域入所による村外からの入所者については、免除対象者ではない場合、月額4,500円を徴収する。

7 広域入所により村外の保育所に入所した児童の副食費、月額4,700円までは無料、月額4,700円を超えた額については、保護者負担とする。